

「保税区域の動向と加工貿易について」

上海駐在員事務所

佐々木治彦

はじめに

中国では 1978 年の「改革・開放政策」を契機に対外開放政策が進められてきましたが、その初期段階においては種々の障壁があったことから外国企業の進出が非常に困難でした。そこで外資導入の実験地区として「経済特区」が設置され、優先的に投資環境整備が行われました。この「経済特区」で外資誘致に一定の成果が見られたことから、1984 年以降には外国企業のさらなる投資促進と輸出の増加ならびに先進的な技術および管理ノウハウの吸収を目的として「経済技術開発区」が設置されました。

これらの開発区が設置された背景として、当時の中国は、電力、給水、道路などのインフラが十分に整備されていなかったことがあります。そのため、範囲を限定した特定地域のインフラ建設を集中的に行い、外資を誘致し易い投資環境を整える必要があったと考えられます。中国政府は 1979 年に外国からの投資を誘致し、技術、設備を導入して国際市場の開拓に繋げるために、「加工貿易」を開始しました。この加工貿易を発展させるため 1990 年に第一号の保税区域が設置されました。保税区域とは関税法上「外国」とみなされる特定地域のことを言い、中国の輸出加工貿易の発展に大きな役割を果たしています。本レポートでは、中国の保税区域の概要と保税区域を活用した加工貿易について一般地域（非保税区域）と比較しながら紹介します。

第 1 章では、中国の保税区域の種類と概要をまとめています。第 2 章では、保税区域における加工貿易の特徴および注意点に触れ、第 3 章では、中国で最初に認可された保税区である上海市の「外高橋保税区」について紹介しています。

保税区域は各区域ごとに各種制度（税制、外貨管理等）の運用が異なっているため分かりづらい面もありますが、本レポートが保税区域についての理解を深める一助となれば幸いです。

1. 中国の保税区域の概要について

中国には数多くの保税区域があり、その機能を「加工」と「物流」というキーワードで分類した場合、(1) 加工拠点・物流センター双方の機能を併せ持つ区域、(2) 加工拠点としての機能に特化した区域、(3) 物流機能に特化した区域、の 3 種類に分類することができます。本章では、それぞれの区域を代表する「保税区」「輸出加工区」「物流園区」について説明します。

分類	(1)保税区	(2)輸出加工区	(3)物流園区
特徴	加工拠点・物流センター双方の機能を併せもつ区域	加工拠点としての機能に特化した区域	物流機能に特化した区域
主な進出可能業種	製造業、物流業、貿易業など	輸出を伴う加工業など	物流業、貿易業

※以下、本レポートの「保税区域」とは、「保税区」、「輸出加工区」、および「物流園区」の3つの区域を指しています。

(1) 保税区：加工拠点・物流センター双方の機能を併せ持つ区域

保税区は中国語で「境内關外」（国内にあるが税関の外にある）と表現されるように、その周りはゲート・フェンスが設けられるなど一般区域とは明確に隔離されており税法上「外国」と見なされます。

この中では海外から輸入する貨物に対する関税が一時留保され、関税未決済のまま貨物の積み込み、保管、加工及び製造等が認められています。中国国内からみて保税区から非保税区への搬入は輸入、非保税区から保税区への搬入は輸出と見なされます。

保税区は 1990 年に国務院から認可された「上海外高橋保税区」を第一号として、2009 年 11 月現在では全国に 15ヶ所設置されています。これらの保税区では外資企業の進出を促進するため以下の様々な優遇策が認められています。

<保税区の優遇策>（保税、免税、優遇税制など）

- ① 加工貿易のために輸入された原材料、部品、包装資材および消耗財に対する関税と増增值税ⁱは保税扱い。
- ② 自社で使用するために輸入された機械・設備、建築材料および事務機器等に対する関税と増增值税は免除。
- ③ 法人所得税の優遇。

※従来は、法人所得税率の優遇や 2 免 3 減（税金の 2 年間免除、3 年間半減）の特典がありました。ただし、既に保税区内に設立されている企業については経過措置が認められています。

- ④ 保税区内で加工した製品を輸出する場合の輸出許可証の取得は免除。
- ⑤ 加工した製品に使用する輸入原材料に対する保証金台帳制度ⁱⁱが適用されない。

ⁱ 日本の消費税に相当する付加価値税で、物品の販売、加工・修理・組立役務および物品の輸入を課税対象とします。

ⁱⁱ 加工貿易において、輸入原材料の税額（関税、増增值税、消費税）に相当する保証金を税関に差し入れる制度。

保税区は、他の保税区域に先駆けて設置されましたが、その後さらに機能面で輸出加工や物流機能に特化した「輸出加工区」「物流園区」などが設置されて保税区域のオペレーションが多岐に渡っていくようになります。

（2） 輸出加工区：加工拠点としての機能に特化した区域

輸出加工区は2000年に15ヶ所が認可されて以降、現時点では約60ヶ所に増加しています。輸出加工区は文字通り輸出加工企業を専門に誘致する保税区域であり、区内では輸出加工企業および輸出加工企業に関連する倉庫・物流企业のみが設立可能です。輸出加工区では以下のような優遇策が認められています。

＜輸出加工区の優遇策＞

- ① 区内で生産・加工される製品および課税労働に対する増価税の免除。
- ② 以下に該当する項目については区内に輸入される貨物に対する関税と増価税の免除。
 - ・区内の整備に必要な機械、設備や生産工場、倉庫施設の建設に必要な建設資材
 - ・生産に必要な機械、設備、金型および修繕用の部品
 - ・加工のために必要な原材料、部品、備品、包装品および消耗品
 - ・加工区内の企業及び区内を管理する政府が自ら使用する事務用品など
- ③ 加工区内企業が、自ら使用するために加工区外から入手する国産の機械、設備、原材料、包装資材および事務用品に対する増価税の還付。
- ④ 加工区内で加工業務を行う企業は加工貿易の保証金台帳制度は適用されない。
- ⑤ 加工区内と国外の間で搬出入する貨物は、原則として輸出入の割当額や許可証管理の対象外。

（3） 物流園区：物流機能に特化した区域

物流園区は全国8ヶ所に設置されています。第一号は上海の外高橋物流園区で2004年に設置されました。物流園区は、保税区内もしくは保税区に隣接して設置され、保税形態での物流・配送・保管・国際流通などの業務の発展を目的としています。物流園区内で行える業務は物流業務と貿易業務が中心となっており、区内で加工業務（梱包・分類などの簡単加工業務を除く）を行うことは禁止されています。

物流園区を利用することによって以下の優遇策があります。

＜物流園区の優遇策＞

- ① 中国国内（一般地域）の貨物を園区内に搬入した段階で、増価税の輸出還付が適用される。
- ② 園区内の貨物の流通に対しては増価税が課税されない。

中国では保税区・輸出加工区で加工貿易を行う生産型企業（外資）が国内販売する場合は商品を一旦海外へ輸出して再輸入する必要があります。物流園区は貨物を物流園区内に搬入した時点で輸出とみなされるため、中国国内への販売を強化する企業は物流園区を活用することによって通関や輸送の時間を短縮して早く国内市場へ製品を出すことができ、増値税の還付が早く受けられるなど資金繰り面においてもメリットが受けられます。

2. 保税区と輸出加工区における加工貿易の注意点について

日本での加工貿易は原材料や半製品を他国から輸入し、それを加工した製品を輸出する貿易の形態を指します。

中国が急速な経済発展を遂げる原動力となった貿易形態である加工貿易は保税区域や一般地域で「来料加工」ⁱⁱⁱや「進料加工」^{iv}という形態で行われています。

従来は一般地域での加工貿易が主体でしたが、加工貿易企業に対する制限の強化により、最近では保税区や輸出加工区を活用した加工貿易が注目を集めています。以下に、加工貿易企業に対する制限の強化と、保税区・輸出加工区での加工貿易についてまとめています。

（1）加工貿易企業に対する制限の強化について

①加工貿易制限について（制限分類、禁止分類拡大）

ここでは加工貿易の制限として代表的な『禁止・制限品目の拡大』と『加工貿易保証金の積立義務』について触れます。

i) 加工貿易における禁止・制限品目の拡大

禁止分類品目は毎年更新されることが予定されていますが、当該品目に該当した場合は加工貿易ができなくなります。ただし保税区・輸出加工区の加工貿易企業は取扱品目が禁止分類に該当した場合でも現時点の規定で品目改定により存続・保税取引が認められることとなっています。2007年7月の政府による規制強化により、付加価値の低い製品を制限品目として位置付けています。

※禁止品目…環境汚染などを引き起こすおそれのある商品などで輸入が禁止されている品目。

※制限品目…輸入原材料と製品の価格差が大きく、税関が監督管理を行うことが困難なもの（プラスティック原料、合成纖維原料、綿、天然ゴムなど）

ⁱⁱⁱ 輸入原材料を外国企業が提供し、企業は外貨を支払って輸入する必要がなく外国企業の要求に基づき加工、組立を行い、完成品を外国企業が販売して企業は加工費のみを受け取る貿易形態。

^{iv} 輸入原材料を企業が外貨を支払って輸入し、完成品を企業が海外へ輸出する貿易形態。

ii) 加工貿易保証金の積立義務

加工貿易企業のうち制限分類製品を取扱う A・B 類企業及び C 類企業は輸入時税額（関税・増增值税・消費税など）相当額を加工貿易保証金として差し入れることが義務付けられています。なお企業分類については以下の通り規定されています。

【企業分類】

- A 類：税関が職員を常駐させて監督する特定の大型・優良企業
- B 類：通常の加工貿易企業（ほとんどの企業がこれに該当する）
- C 類：違法歴がある企業
- D 類：密輸歴もしくは 3 回以上の違法歴がある企業

②設備輸入免税制限について

外商投資産業指導目録^vに定める奨励分類企業（ハイテク企業、省エネ・環境保護に該当する企業など）は、総投資額の範囲内で自己が使用する設備の免税輸入が認められています。また輸出加工区については区内企業が自己で使用する国産の機械・設備についても増增值税の還付措置が認められています。

一般地域の奨励分類企業にも、自己で使用する設備の増增值税免除措置は認められていますが、適用を受けるにあたって手続きが煩雑であるため、輸出加工区の活用を検討する意義はあるかも知れません。

（2） 保税区・輸出加工区での制限内容について

①販売先の制限

保税区や輸出加工区内で生産した製品は、原則として輸出しなければなりません。特に輸出加工区は輸出型企業のみを受け入れることを明確に打ち出しているため、製品を輸出することが義務付けられます。

そのため輸出加工区に会社を設立した場合、中国国内市場をターゲットとした国内販売への方向転換など販売戦略を変更したい場合において制約を受けることになります。

しかし一般地域では生産型企業を設立し進料加工の許可を取得していれば、将来的に中国国内市場をターゲットとしたい場合でも国内販売を主体とした販売戦略に転換することができます。

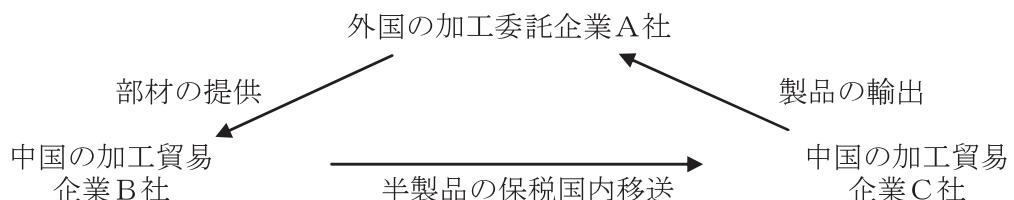
^v 外国企業の対中投資の方向を誘導するために設けられた目録。投資分野を奨励類、制限類、許可類と禁止類に分けています。

②転廠（てんしょう）^{vi}および外注加工^{vii}の制限

現在では保税区および輸出加工区においても転廠取引は認められていますが、以前は輸出加工区での転廠取引が禁止されていました。また外注加工に関する比較的厳しい制限があり、2005年以前は、原則として区内で加工の殆どを完成させておく必要があったため、企業の進出が進んでいる一部の輸出加工区を除いて活用しにくい状況となっていました。

しかし一般地域では、転廠取引が自由に認められており、特に珠江デルタ地域（広東省）では加工貿易企業の産業集積が進んでいるだけでなく転廠に関する増価税の課税方式として、不徴収、不還付方式が採用されている（転廠に関しては増価税の課税対象外取引となっている）ことから、保税区域以上に転廠・外注加工取引を行いやすい環境が整っていると言えます。

(転廠のイメージ) <珠江デルタ地域>



3. 上海外高橋保税区・物流園区について

ここまででは、主な保税区域の概要と保税区域内における加工貿易について述べてきましたが、最後に、1990年に中国で最初に保税区の認可を受けた「外高橋保税区」と2004年7月に開設された「外高橋物流園区」の概要について紹介します。



写真) 外高橋保税区

(1) 外高橋保税区の概要

上海外高橋保税区は1990年6月に国务院の認可により設立された中国最初の保税区です。1990年9月には「上海外高橋保税区管理弁法」が、1996年12月には「上海外高橋保税区条例」が公布・施行されています。

外高橋保税区では、国際貿易、輸出加工及び倉庫物流業などを営むことができ、生産型企業、貿易型企業及び倉庫物流企业などが設立されています。

vi 加工貿易企業が保税の輸入材料で加工した製品を別の加工貿易企業に移送し、更に加工した後に輸出する形態。

vii 加工貿易企業が、保税貨物の加工工程の中で外部工場に加工委託後再度自身の工場に戻して最終輸出すること。

(2) 外高橋物流園区の概要

2004年7月に開設された外高橋物流園区とは、上海外高橋保税区内にある1.03平方キロメートルの区域のことです。国際小口配送、国際購買および国際中継貿易などの機能を有し、日系の物流企業も進出しています。

[上海外高橋保税区(物流園区含む)内企業と区外企業の取引について]

外高橋保税区内の企業は保税区の本来の機能である輸出加工や保税倉庫、中継貿易に加え、保税区外の企業と貿易取引が可能です。その際、対外貿易権、中国国内卸売権の有無により取引方法が違ってきますのでその特徴について触れます。

①対外貿易権、国内卸売権を有している保税区内、物流園区内企業

- ・区外企業と貿易取引を行うことができる。
- ・国内卸売権を有する区内的外商投資企業は国内において卸売業を行うことができる。
- ・区内企業と区外企業間の取引は、税関関連の規定にもとづき輸出入手手続きを行い、区内企業が対外貿易権を有するものとして区外企業と取引を行う場合、区内企業の名義を持って通関手続、および外貨照合確認などを行うこととなる。

②対外貿易権、国内卸売権を有していない保税区内、物流園区内企業

- ・区外企業と取引を行う場合は交易市場（取引市場）を経由しなければならない。
- ・区外の企業が輸出入権を有している場合は当該企業が自ら輸出入手続を行うため対外貿易会社、交易市場を経由しなくてもよい。

おわりに

1990年に保税区の第一号である外高橋保税区が設置され今年で20年になります。保税区では主に生産型企業が多く設立され中国の対外開放地域近郊の経済を支えてきました。その後、輸出加工区が2000年に設置され、高付加価値産業であるハイテク産業などの外資導入が進められてきました。2004年7月に外高橋物流園区が設置されて以降、一般区域で加工貿易を行っている外商投資企業（中国に設立された現地法人）は、それまでの保税区域（保税区・輸出加工区）で生産したものを海外へ輸出する形態から物流園区の通関手続や輸送時間短縮などのメリットを活かし国内販売を進めています。

昨年8月12日には中国政府国務院によって「上海外高橋保税区」が国際貿易模範区に指定されました。上海市政府によれば3年内に同保税区の輸出入額が全市に占める割合を現状の20%から30%に、輸出は現状の30%から50%に引き上げることを目標に掲げたほか、2020年までにアジア太平洋地区の主要な自由貿易拠点・物流拠点にすることを目指すとのことです。上海外高橋保税区は国際貿易の窓口としてより簡便に業務が行えるように進化

していくものと思われます。

年代を経る毎に変化を遂げている保税区域ですが、各地域の保税区域ごとに実際のオペレーションの方法が違うなど対応が難しい面もあると聞きます。実際に保税区域に進出している企業も保税区域を運用する関係当局に一つ一つ確認しながら運営している状態です。

当事務所では、お客様のための中国情報収集、中国進出サポートとともに、中国での仕入れ、販売サポートを主要業務として活動しております。本レポートに関するお問い合わせなどお客様のご利用をお待ちしております。

以上

《参考文献等》

- ・ 中国保税開発区・倉庫活用実践マニュアル 水野真澄 著 エヌ・エヌ・エー 発行
- ・ 中国加工貿易マニュアル 水野真澄 著 エヌ・エヌ・エー 発行
- ・ 中国の投資 会計 税務 Q&A 監査法人 トーマツ編 中央経済社 発行
- ・ 中国投資・ビジネスガイドブック 株チャイナワーク編 エヌ・エヌ・エー 発行
- ・ 貿易・投資相談 Q&A 日本貿易振興機構
- ・ 中国投資ハンドブック 財団法人 日中経済協会